



2021年6月24日

各位

株式会社バルクホールディングス  
代表取締役社長兼CEO 石原紀彦  
(コード番号：2467 名証セントレックス)  
問合せ先：取締役CFO 高橋恭一郎  
電話番号：03-5649-2500(代表)

**第三者割当による新株式及び新株予約権（行使価額固定型）  
並びに募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ**

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」といいます。）及び行使価額固定型の第7回新株予約権（以下、「本第7回新株予約権」といいます。）、並びに有償ストック・オプションとして第8回新株予約権（以下、「本第8回新株予約権」といいます。）及び第9回新株予約権（以下、「本第9回新株予約権」といいます。、総称して以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

**I. 本株式及び本第7回新株予約権（行使価額固定型）の発行**

**1. 本株式及び本第7回新株予約権（行使価額固定型）の概要**

<本株式>

①払込期日	2021年7月12日
②発行新株式数	674,500株
③発行価額	222.3円
④調達資金の額	149,941,350円
⑤資本組入額	1株につき111.15円
⑥資本組入額の総額	74,970,675円
⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。 石原紀彦 359,800株 サンエイトV投資事業組合 224,900株 松田孝裕 44,900株 遠藤典子 44,900株
⑧その他	本株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本第7回新株予約権(行使価額固定型)>

①割当日	2021年7月12日
②発行新株予約権数	9,445個
③発行価額	総額4,250,250円 (本第7回新株予約権1個につき450円)

④当該発行による潜在株式数	944,500株（新株予約権1個につき100株）
⑤調達資金の額	214,212,600円 （内訳） 第7回新株予約権発行による調達額：4,250,250円 第7回新株予約権行使による調達額：209,962,350円
⑥行使価額	行使価額222.3円
⑦募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ハヤテマネジメント株式会社 5,847個 サンエイトV投資事業組合 3,598個
⑧その他	本第7回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第7回新株予約権に係る買取契約（以下、「本第7回買取契約」といいます。）を締結する予定です。本第7回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第7回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第7回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的

当社グループは、情報セキュリティ規格コンサルティング・サイバーセキュリティトレーニング・脆弱性診断等のソリューションを提供するセキュリティ事業とマーケティングリサーチ・セールスプロモーション・広告代理等のソリューションを提供するマーケティング事業をコア事業として位置付けております。

当社グループのコア事業を取り巻く環境として、セキュリティ分野において、各国企業・政府におけるサイバーセキュリティ全般にかかる技術力・対応力向上は最重要課題の一つとなっております。サイバーアタック・サイバークライムは世界的規模で加速度的に拡大し、日本における被害も日々深刻化していることから、サイバーセキュリティ分野について、市場の急激な拡大に向けた需要が顕在化しており、この流れが継続するものと見込んでおります。また、サイバー空間には国境がないため、世界レベルでの情報収集と技術対応が求められております。マーケティング分野においても、ビッグデータを背景とし、かつその解析手段としてAI等の活用が進むなかで、新たな事業機会の可能性が顕在化してきており、情報収集及びデータマイニングにかかる技術力、並びにクライアントへの提案力の強化の重要性が高まっております。この事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、既存事業強化のための追加リソース配分（人材確保、設備投資）のみでは不十分であり、特に資本・業務提携やM&A等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識いたしました。

このような認識に基づき、当社グループは、2017年6月に始動し2018年6月に強化した新経営体制のもと、将来の飛躍に向けた先行投資として、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野、マーケティングリサーチ分野及びこれらの関連分野における最先端の情報・技術・ノウハウ等を獲得するとともに、最適なソリューション提供に向けた体制構築を目指し、資本提携、業務提携及びM&A等の推進・模索並び

に市場調査等を積極的に実施してまいりました。

具体的な取組みとして、当社は2017年10月に次世代ガスセンサーメーカーであるAerNos, Inc.（所在地：米国カリフォルニア州、代表者：Sundip R. Doshi、以下、「エアノス社」といいます。）に114百万円出資いたしました。次にセキュリティ事業の拡大に向けて、イスラエルのサイバーセキュリティ分野におけるリーディングカンパニーであるCyberGym Control Ltd.（所在地：イスラエル ハデラ市、代表者：Ofir Hason、以下、「サイバージム社」といいます。）との間で2017年12月に独占的ライセンス契約を締結のうえ、2018年1月にサイバージム社との共同事業会社として、米国に当社子会社Strategic Cyber Holdings LLC（所在地：米国デラウェア州、代表者：石原紀彦、以下、「SCH社」といいます。）を設立し、2018年8月にはサイバージム社に563百万円出資いたしました。また、2019年2月には子会社の株式会社CEL（所在地：東京都港区、代表者：中本有哉、以下、「CEL社」といいます。）がスイスに本拠を置くHigh-Tech Bridge SA（所在地：スイスGeneva、代表者：Ilia Kolochenko、以下、「HTB社」といいます。）との間でセキュリティテストソリューション「ImuniWeb® AI Platform」の国内独占販売契約を締結いたしました。

セキュリティ事業においては、その後、SCH社がサイバージム社と連携し、サイバーセキュリティトレーニング施設（以下、「サイバーアリーナ」といいます。）を米国ニューヨーク州と東京都内の3カ所（港区、新宿区、中央区）に開設しており、2022年3月期の上期には、DXHR株式会社（東京都中央区、代表者：前田一成）と共同で大阪市内にサイバーアリーナ『CYBERGYM 大坂』を、名古屋市内にもパートナーと共同でサイバーアリーナをそれぞれ開設する予定です。また、既存のセキュリティ認証・体制構築コンサルティング、並びにサイバージム社及びHTB社とのパートナー関係をベースとして、顧客ニーズに合わせたトータルセキュリティソリューションを提供するための体制構築を推進して参りました。

これらの取組みの結果、顧客基盤・案件実績も積み上がり、国内においてはサイバーセキュリティ分野における事業基盤の構築が進捗いたしました。

なお、高い成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた上記の先行投資を実施するため、当社は2018年7月11日に第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正選択権付）並びに無担保社債（私募債）を発行（以下、「前々回ファイナンス」といいます。）し、これらの新株予約権の行使が完了した結果、1,090百万円（発行諸費用を除く。）を調達いたしました。当社はこの調達資金をサイバージム社への出資を含むM&A・資本業務提携関連として597百万円、SCH社への融資として352百万円、当社及び子会社の運転資金として141百万円、それぞれ充当しております。

しかし、2020年3月期の連結業績につきましては、事業投資の継続、米国事業の収益化の遅れ、及び上記の投資有価証券に対する投資損失引当金の繰入れ等により大幅な赤字となり、資金調達が必要であったことから、当社は2020年1月24日に第三者割当による新株式、第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第6回新株予約権（行使価額修正選択権付）並びに無担保社債（私募債）を発行（以下、「前回ファイナンス」といいます。）し、これらの新株予約権の行使の大半が完了した結果（現時点での未行使数量は78個（潜在株式7,800株）、437百万円（発行諸費用を除く。）を調達いたしました。当社は、この調達資金の一部について、2020年2月から11月までに当社及びSCH社の人件費等（SCH社の人件費等の原資は当社からの貸付金）として400百万円を、M&A及び資本・業務提携の実施のためのデューデリジェンス費用や合弁会社への出資金として21百万円を充当しております。なお、当社はSCH社に対する財政支援として、継続的な追加融資を行い、2021年4月末時点における融資残高は994百万円となっております。

ります。

2021年3月期にはコロナ禍において先行き不透明感が高まるなかで、当社は固定費負担が重く収益化が不十分であったSCH社の米国事業を整理し、サイバージム社との共同事業において国内及びその他アジアを担当することといたしました。同期の連結業績についても、収益化が不十分であった米国事業関連の費用計上が残り、また、コロナ禍の影響を受けたことや上記の投資有価証券の減損処理を行ったことなどから、売上高は1,468百万円（前期比8.5%増）に拡大したものの、営業損失304百万円（前期567百万円の損失）、経常損失325百万円（前期1,135百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失434百万円（前期1,320百万円の損失）を計上いたしました。

なお、当社は上記の投資有価証券として保有するサイバージム社及びエアノス社の株式について、2020年3月期及び2021年3月期にかけて、両社の事業計画の進捗状況、財政状態及びコロナ禍による不確実性の継続を踏まえ、財務健全性の観点からそれぞれ簿価全額に対する評価損を計上いたしました。当社は依然として両社の将来性に期待しております。

上記のとおり、当社は連結業績として3期連続で営業損失を計上し、5期連続で営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから、継続企業の前提に関する注記は行っていないものの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。一方で、前回ファイナンスによる新株予約権の行使が進んだことなどから、2021年3月末における連結ベースの現預金残高は2020年3月末の160百万円から36百万円増加し、196百万円となりました。また、既存事業及び日本国内のサイバーセキュリティ分野における新規事業の収益拡大と米国での事業停止により、収益及び資金繰りも改善しております。

しかしながら、2021年5月末時点においても現預金残高は217百万円であり、十分な運転資金の確保に加え、事業拡大に向けて、新規取引、大口継続取引及び大型案件受注時における与信力強化の必要性が高まっていることやコロナ禍による将来不確実性等に鑑み、手元資金の積み上げによる財政状態の改善が急務となっております。

また、市場競争が激化するなかで中長期的な成長を実現するためには、当社グループの提供するソリューションの競合優位性を維持し、事業基盤をさらに拡大・強化する必要があると、サイバーアーリーナの増設等も引き続き重要であると考えております。

これらに加え、当社グループの成長を加速するため、東京都内に点在するグループ拠点を集約することにより、スピード感をもったグループ経営と効率化を推進するとともに、事業間の連携やシナジー効果の創出、人材交流の活性化を促進する必要があります。

このような状況を踏まえ、迅速な安定資金の調達を図るため、当社代表取締役の石原紀彦氏（以下、「石原氏」といいます。）、サンエイトV投資事業組合（以下、「SVファンド」といいます。）及び当社取締役の松田孝裕氏（以下、「松田氏」といいます。）と遠藤典子氏（以下、「遠藤氏」といいます。）を割当先とする本株式、並びにハヤテマネジメント株式会社（以下、「HM社」といいます。）及びSVファンドを割当先（以下、「本第7回新株予約権者」といいます。）とする行使価額固定型の本第7回新株予約権を発行することといたしました。また、本株式及び本第7回新株予約権と同時に、後記「Ⅱ．募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行」に記載のとおり、当社取締役を割当先とする有償ストック・オプションとして、行使期間内の全量行使を義務付けた本第8回新株予約権及び株価コミットメント型の本第9回新株予約権を発行いたします。

本第8回新株予約権の割当先（以下、「本第8回新株予約権者」といいます。）は当社代表取締役の石原

氏、並びに当社取締役の松田氏及び高橋恭一郎氏（以下、「高橋氏」といいます。）とし、2021年8月より毎月114個（1個当たりの潜在株式数100株、内訳：石原氏4,400株、松田氏4,400株、高橋氏2,600株）以上の行使が義務付けられており、行使期間内において全ての行使が完了する見込みです。従いまして、当社の経営陣が株価下落について一定の責任を負い、既存株主の皆様と株価変動リスクをさらに共有することになるため、株主価値向上に向けたインセンティブが強化されるとともに、資金調達に資するものであります。

本第9回新株予約権の割当先は当社代表取締役の石原氏とし、株価下落時における強制行使条項を付した株価コミットメント型の有償ストック・オプションです。

石原氏は、サイバージム社との連携強化及び同社との連携をベースとしたサイバーセキュリティ分野における成長戦略、並びにサイバージム社及びエアノス社への投資などを推進してきており、前回ファイナンスにおいても割当先として当社株式を取得いたしました。同氏が、本株式及び本第8回新株予約権に加え、本第9回新株予約権を取得し、株価下落についての責任をさらに負うことは、当社株主の皆様との株価変動リスクの共有関係や中長期的な成長及び株主価値向上に向けたコミットメントのさらなる強化に結び付くことから、当社の将来的な株主価値向上に資するものと考えております。

なお、石原氏の当社株式保有数は、本株式359,800株及び本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権による潜在株式809,600株と役員持株会を通じた保有分（2021年5月31日現在、以下同じ。）を含む保有株式185,500株を加えると合計で1,354,900株となり、2021年3月31日現在の株主名簿を基準とした場合、筆頭株主を超える株式数となります。同氏は業績及び株価条件が付された当社第2回新株予約権8,992個（潜在株式899,200株）を保有しておりますが、業績条件により2021年6月中に全て消滅する見込みです。

## （2）資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本第7回新株予約権の特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、第三者割当による本株式及び本第7回新株予約権による資金調達を採用いたしました。

### [本第7回新株予約権の特徴]

#### <メリット>

##### ① 行使価額及び対象株式数の固定

本第7回新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。従いまして、行使価額は222.3円、対象株式数は944,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額及び潜在株式数に変動することはありません。

##### ② 取得条項

本第7回新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本第7回新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、60取引日前までに本第7回新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本第7回新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本第7回

新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

### ③ 譲渡制限

本第7回新株予約権は、割当先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本第7回買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。また、本第7回買取契約により、当社の承認がない限り、当社普通株式について、発行済株式総数の3%を超えて一度の市場外取引で売却することはできません。

<デメリット>

#### ① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

#### ② 権利不行使

本第7回新株予約権については、本第7回新株予約権者が本第7回新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

#### ③ エクイティ性証券の発行の制限

本第7回買取契約において、当社は、本第7回買取契約締結日から6ヶ月を経過するまでの間、当社は、本第7回新株予約権者の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）を除きます。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

#### 1) 公募増資、株主割当（ライツ・オフリング）

当社が重点分野への先行投資を推進していることで収益が不安定であることや当社普通株式の取引状況において売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当（ライツ・オフリング）による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、適切でない判断しました。

#### 2) 金融機関からの借入

調達金額全額が負債となるため財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達の方法として適切ではないと判断いたしました。

#### 3) 転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあります。一方で、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり財務健全性が低下するとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となります。また、行使価額修正条項付

転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

#### 4) 行使価額修正型新株予約権の発行

当社は、前回ファイナンス及び前々回ファイナンスにおいて、行使価額修正条項付新株予約権を発行しております。行使価額修正条項付新株予約権は相対的に行使が進みやすい傾向にあるものの、行使価額が変動し、調達資金が当初想定を大きく下回る可能性があり、また、前回ファイナンス時の前日終値354円及び前々回ファイナンス時の前日終値926円と比べて、今回の前日終値は247円と株価水準が低いことも踏まえ、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
364,153,950	10,000,000	354,153,950

(注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額 (149,941,350 円)、本第7回新株予約権の払込金額の総額 (4,250,250 円) に、本第7回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (209,962,350 円) を合算した金額であります。

	発行価額の総額 (円)	行使に際して払い込むべき金額の合計額 (円)
本株式	149,941,350	—
本第7回新株予約権	4,250,250	209,962,350
合計	154,191,600	209,962,350

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用及び弁護士費用 (5,300 千円)、登録免許税 (1,200 千円)、有価証券届出書作成費用その他 (3,500 千円) です。
- 本第7回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本第7回新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本株式及び本第7回新株予約権発行による上記差引手取概算額 354,153,950 円については、人件費等の運転資金、子会社に対する融資並びに事業拠点の集約に関わる敷金及び設備資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

<本株式>

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
(i) 人件費等の運転資金	54	2021年7月から2022年3月
(ii) 子会社に対する融資	40	2021年7月から2023年6月
(iii) 事業拠点の集約に関わる敷金	55	2021年7月から2021年8月

<本第7回新株予約権>

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
(iv) 人件費等の運転資金	65	2021年7月から2025年6月
(v) 子会社に対する融資	110	2021年7月から2025年6月
(vi) 事業拠点の集約に関わる設備資金	30	2021年9月から2022年2月

(注) 当社は本株式及び本第7回新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

(i) (iv) 人件費等の運転資金

上記「2. 募集の目的及び理由(1) 募集の目的」に記載のとおり、当社は連結業績として3期連続で営業損失を計上し、5期連続で営業キャッシュ・フローがマイナスとなりました。一方で、前回ファイナンスによる新株予約権の行使が進んだことなどから、2021年3月末における連結ベースの現預金残高は2020年3月末の160百万円から36百万円増加し、196百万円となりました。また、既存事業及び日本国内のサイバーセキュリティ分野における新規事業の収益拡大と米国での事業停止により、収益及び資金繰りも改善しております。

しかしながら、2021年5月末時点においても現預金残高は217百万円であり、十分な運転資金の確保に加え、事業拡大に向けて、新規取引、大口継続取引及び大型案件受注時における与信力強化の必要性が高まっていることやコロナ禍による将来不確実性等に鑑み、手元資金の積み上げによる財政状態の改善が急務となっております。

従いまして、純粋持株会社である当社は、手元資金を確保しつつ、人件費、賃借料、監査報酬、株式事務手数料又はその他開示関連コスト等の運転資金として使用するため、本株式の発行により調達する資金54百万円と本第7回新株予約権の行使等により調達する資金65百万円を充当する予定です。

(ii) (v) 子会社に対する融資

セキュリティ事業及びマーケティング事業を営む子会社において、手元資金の確保が十分ではなく、事業拡大に向けた与信力強化の必要性や、コロナ禍等の影響や受注状況等による子会社の収益状態又は当社グループの資金配分に鑑みて、適宜財政支援を行う必要があります。

従いまして、これらの子会社に手元資金を確保させつつ、人件費、賃借料及びマーケティング費用等の運転資金に充当させるための貸付金として、本株式の発行により調達する資金40百万円と本第7回新株予約権の行使等により調達する資金60百万円を充当する予定です。

また、セキュリティ事業の拡大に向けたサイバーアーリーナの増設又は機能拡張にかかる設備投資向けの子会社貸付金として50百万円を充当する予定です。

(iii) (vi) グループ拠点集約に関わる敷金、設備資金



上記に加え、当社グループの成長を加速するため、東京都内に点在するグループ拠点を集約することにより、グループ経営のスピード感を高めつつ効率化を図るとともに、事業間の連携やシナジー効果の創出、人材交流の活性化を促進する必要があります。

従いまして、事業拠点の集約に関わる敷金として本株式の発行により調達する資金55百万円を充当し、事業拠点の集約に関わる設備資金として本第7回新株予約権の行使等により調達する資金30百万円を充当する予定です。

また、前回ファイナンスにおいて調達した資金は当初の資金使途どおりに予定どおり充当されておりますが、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使により調達した資金が当初想定を下回り、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用に使用するための資金が不足する見込みです。しかしながら、本件資金調達は、これらの資金に充当する予定もなく、前回ファイナンスにかかるリファイナンスの要素はありません。

なお、本第7回新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は第7回新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使が行われない可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記本第7回新株予約権の手取金の使途に記載した費用の支出が本第7回新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本第7回新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本第7回新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定ですが、想定した資金を調達できない場合には、本第7回新株予約権の行使により調達した資金は、事業拠点の集約に関わる設備資金に優先して充当いたします。その他の資金使途につきましては、その時点の事業環境、財務状況等に鑑み、上記いずれかの資金に充当する方針であるため、現時点では具体的な使途にかかる優先順位を設定しておりません。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社グループの事業・財務基盤を強化し、経営の迅速化・効率化を図ることは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ①本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2021年6月23日)の名証終値の90%に相当する金額といたしました。取締役会決議の前営業日における終値を基準として採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠しているものと考え、ディスカウント率

を含め、割当予定先とも十分に協議の上、当該払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断し、本株式の払込金額を決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2021年6月23日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である246円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。))に対して9.63%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である264円に対して15.80%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である271円に対して17.97%のディスカウントとなる金額です。

なお、石原氏、松田氏及び遠藤氏は当社の特別利害関係人であるため、それぞれが割当先となる本株式の発行決議に参加していません。また、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本株式の払込金額は、当会社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

## ②本第7回新株予約権

本第7回新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(所在地:東京都千代田区霞が関3-2-5、代表者:野口 真人)に算定を依頼しました。当該算定機関は、本第7回新株予約権の価値について、権利行使期間(4年間)、権利行使価額(222.3円)、当社株式の2021年6月23日の株価(247円)、株価変動率(ボラティリティ93.01%)、配当利回り(0%)及び無リスク利率(▲0.117%)を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社は取得条項(コール・オプション)を発動せず、割当先は市場への影響を考慮しつつ権利行使を行うこと等を想定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、本第7回新株予約権1個当たり450円(1株当たり4.5円)となりました。当社は、この算定結果を参考として、本第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を金450円としました。また、本第7回新株予約権の行使価額は、本発行決議日の前取引日である2021年6月23日の名証終値の90%に相当する222.3円としました。

当社は、本第7回新株予約権の特徴や内容、本第7回新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本第7回新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本第7回新株予約権の払込金額の決定方法及び本第7回新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本第7回新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

さらに、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、発行価額が割当先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数(674,500株)及び本第7回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数(944,500株)を合算した総株式数は1,619,000株となり、当社の発行済株式総数11,055,500株を分母とする希薄化率は14.64%となる見込みです。また、この本株式の数及び本第7回新株予約権が全て行使された場合の交付

株式数に、第8回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数（526,200株）及び第9回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数（607,200株）を合算した総株式数は2,752,400株となり、当社の発行済株式総数11,055,500株を分母とする希薄化率は24.90%となる見込みです。

このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することで当社の財務・事業基盤強化し、経営の迅速化・効率化を図るとともに、当社取締役の経営・株価に対するコミットメントを強化することは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、全ての本第7回新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式数944,500株に対し、2021年6月23日から起算した当社株式の過去6ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高は63,394株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高は28,761株、過去1ヶ月間における1株あたりの平均売買出来高は26,500株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である4年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は964株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の1.52%（小数第3位を四捨五入）に留まることから、当社株式は、本第7回新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本第7回新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### 【石原氏】

①	氏名	石原 紀彦
②	住所	東京都世田谷区
③	職業	当社代表取締役社長兼 CEO
④	当事者間の関係	
	資本関係	当社第2回新株予約権 8,992 個（潜在株式 899,200 株）及び当社普通株式 185,500 株（役員持株会を通じた保有分 10,600 株を含む。）を保有しております。なお、当社第2回新株予約権は2021年6月中に全て消滅する見込みです。
	人的関係	当社、当社子会社株式会社バルク、当社子会社 SCH 社及び当社子会社株式会社サイバージムジャパンの代表者並びに当社子会社 CEL 社の取締役を務めております。
	取引関係	当社と石原氏との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と石原氏との間にも、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当社、当社子会社株式会社バルク、当社子会社 SCH 社及び当社子会社株式会社サイバージムジャパンの代表者並びに当社子会社 CEL 社の取締役を務めており、関連当事者に該当いたします。

(注) 石原氏は当社の代表者であります。また、同氏の当社役員就任時に暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて調査を実施し、該当がないものと判断していること、並びに当社が「コーポレートガバナンス報告書」にて公表の「反社会

的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の対応をしていることなどから、同氏は反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

【松田氏】

①	氏名	松田 孝裕
②	住所	埼玉県北本市
③	職業	当社取締役 COO
④	当事者間の関係	
	資本関係	当社普通株式 53,600 株（役員持株会を通じた保有分 9,400 株を含む。）を保有しております。
	人的関係	当社、当社子会社株式会社バルク及び当社子会社株式会社サイバージムジャパンの取締役並びに当社子会社株式会社マーケティング・システム・サービスの代表者を務めております。
	取引関係	当社と松田氏との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と松田氏の間にも、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当社、当社子会社株式会社バルク及び当社子会社株式会社サイバージムジャパンの取締役並びに当社子会社株式会社マーケティング・システム・サービスの代表者を務めており、関連当事者に該当いたします。

(注) 松田氏は当社の取締役であります。また、同氏の当社役員就任時に暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて調査を実施し、該当がないものと判断していること、並びに当社が「コーポレートガバナンス報告書」にて公表の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の対応をしていることなどから、同氏は反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

【遠藤氏】

①	氏名	遠藤 典子
②	住所	東京都渋谷区
③	職業	当社取締役
④	当事者間の関係	
	資本関係	当社普通株式 7,500 株（役員持株会を通じた保有分 1,000 株を含む。）を保有しております。
	人的関係	当社の社外取締役を務めております。なお、2021年6月29日開催予定の当社第27期定時株主総会の終結をもって当社の社外取締役を退任する予定です。
	取引関係	当社と遠藤氏の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と遠藤氏の間にも、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の社外取締役を務めており、関連当事者に該当いたします。

(注) 遠藤氏は当社の取締役であります。また、同氏の当社役員就任時に暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて所定の社内調査を実施し、

該当がないものと判断していること、並びに当社が「コーポレートガバナンス報告書」にて公表の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の対応をしていることなどから、同氏は反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

【HM社】

①	名 称	ハヤテマネジメント株式会社
②	所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 6-5
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 智之
④	事 業 内 容	商業、投資業、コンサルティング及びアドバイザー業
⑤	資 本 金	1,000 万円
⑥	設 立 年 月 日	2019 年 10 月 8 日
⑦	発 行 済 株 式 数	普通株式 200 株
⑧	決 算 期	9 月 30 日
⑨	従 業 員 数	5 人
⑩	主 要 取 引 先	SBI 証券、立花証券等
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、楽天銀行等
⑫	大株主及び持株比率	杉原 行洋 100%
⑬	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社第 6 回新株予約権 78 個（潜在株式 7,800 株）を保有しております。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間にも、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間にも、特筆すべき取引関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社も、当社の関連当事者には該当しません。
⑭	最近 1 年間の経営成績及び財政状態(※)	
	決算期	2020 年 9 月期
	純資産	606 万円
	総資産	10 億 2,112 万円
	1 株当たり純資産	3.03 万円
	売上高	4 億 5,236 円
	営業利益	△1,121 万円
	経常利益	△388 万円
	当期純利益	△394 万円
	1 株当たり 当期純利益	△1.97 万円
	1 株当たり配当金	0 円
⑮	その他	同社と当社代表取締役である石原氏間において、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、金銭消費貸借契約を締結する予定です。

※2019年10月の設立のため、2020年9月期の数値のみを記載しております。

(注) 当社は、HM社、並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、HM社、ハヤテインベストメント株式会社（所在地：東京都中央区日本橋兜町六丁目5番、代表者：杉原氏）並びにこれらの役員及び株主（以下「HM社関係者」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区虎ノ門3-7-12、代表者：古野啓介）に調査を依頼した結果、HM社関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社はHM社並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

【SVファンド】

①	名 称	サンエイトV投資事業組合	
②	所 在 地	東京都港区虎ノ門1丁目15番7号	
③	組 成 目 的	純投資	
④	出 資 の 総 額	5,500万円	
⑤	組 成 日	2021年5月26日	
⑥	主たる出資者及びその出資比率	勝方 正英 91%	
⑦	業務執行組合員の概要	名称	株式会社サンエイトインベストメント
		本店の所在地	東京都港区虎ノ門1丁目15番7号
		代表者の役職及び名前	代表取締役 勝方 正英
		資本金	5,000万円
		主たる出資者及び出資比率	勝方 正英 75%
業務執行組合員の概要	氏名	勝方 正英	
	住所	東京都千代田区	
	職業の内容	会社役員	
⑧	上場会社と当該ファンドとの間の関係		
	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。	
⑨	上場会社と業務執行組合人との間の関係		
	そ の 他	該当事項はありません。	
		当該ファンドと当社代表取締役である石原氏間において、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、金銭消費貸借契約が存在いたします。	

(注) 当社は、SVファンド、並びに同ファンドの業務執行組合員及び主たる出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、SVファンド、株式会社サンエイトインベストメント並びにこれらの役員及び出資者・株主（以下「SVファンド関係者」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区虎ノ門3-7-12、代表者：古野啓介）に調査を依頼した結果、SVファンド関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査

報告書を受領いたしました。従いまして、当社はSVファンド並びにその業務執行組合員及び主たる出資者が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載した背景から、2020年12月頃より間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法の模索を開始いたしました。そのなかで、2021年1月下旬頃に、当社の代表取締役である石原氏が、HM社のオーナーでありハヤテインベストメント株式会社を中核とするハヤテグループの代表者である杉原氏及びSVファンドの主たる出資者・業務執行組合員であり、株式会社サンエイトインベストメントの代表者である勝方氏に当社の資金調達への参加について打診し、それぞれ当事者間における協議及び検討を進めて参りました。その後の協議の過程で設計された当社役員による出資等を含めた今回の資金調達スキームは、当社の資金調達・経営ニーズを満たすものであり、また、当社の既存株主に配慮された内容であると判断いたしました。

各割当予定先を適切と判断した理由は以下のとおりです。

HM社はいわゆる機関投資家であるハヤテインベストメント株式会社を中核とするハヤテグループに属しており、前回ファイナンスの割当先でもあります。また、上記のとおり、HM社は未行使の当社第6回新株予約権を保有しておりますが、当初の行使方針からの変更はありません。前回ファイナンス時より、同グループとは単なる資金調達に留まらず、今後のパートナーシップの可能性を模索する方針を共有しておりますが、その後のコロナ禍の拡大により、守りを意識した経営とならざるを得なかったこともあり、具体的な検討には至りませんでした。一方で、この方針に変更はないことから、同グループとは情報交換を継続しており、今後、当事者間において具体的な提携内容について協議し、合意できた場合には、資本業務締結契約を締結する方針ですが、現時点で提携に向けた具体的な予定はありません。グローバルな投資実績及び国内において多数の企業調査実績を有する同グループとの連携は、当社におけるM&A及び投資戦略の成功可能性を高めることに加え、機関投資家の視点を当社に持ち込むことで、高い成長と中長期的な企業価値向上に向けた透明性の高い真摯かつ丁寧な情報開示、利益創出に向けた制度設計などの攻めのガバナンスとこれを支えるリスク管理、経営監視機能、内部管理体制などの守りのガバナンスの強化に資するものと考えており、前回ファイナンスにおける資金調達実績や日本企業の成長を支援する同グループの投資方針などを総合的に勘案し、HM社を本第7回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

本株式及び本第7回新株予約権の割当先であるSVファンドの主たる出資者・業務執行組合員の勝方正英氏（以下「勝方氏」といいます。）も機関投資家であり、大手ベンチャーキャピタルを退社後に独立し、長期に亘りベンチャー投資業務を営んでおります。勝方氏は当社代表取締役の石原氏とは10年来の知人であり、当社の今後の事業展開に強く期待していることから、中長期的な安定資金の提供と知見やネットワークの活用などを通じて当社の成長に向けた支援を受ける予定であります。従いまして、SVファンドへの本株式及び本第7回新株予約権の割当ては当社の経営及び株主価値向上に資するものと判断いたしました。

当社代表取締役の石原氏は、サイバージム社との連携強化及び同社との連携をベースとしたサイバーセキュリティ分野における成長戦略、並びにサイバージム社及びエアロス社への投資などを推進してきました。このたび、同氏より当社グループの財政状態及び経営環境に鑑み、財務・事業基盤の拡充に必要な安定資金を提供するとともに、株価下落時に一定の責任を負うことで株価変動リスクを既存株主の皆様と共有し、中長期的な成長及び株主価値向上の実現に向けたコミットメントをさらに高めたいという申し出を

受け、当社としても安定資金の確保や同氏への株主価値向上に向けたインセンティブの付与は、中長期的な成長及び株主価値向上に資するものと判断し、同氏を本株式、本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

本資金調達の検討を進めるなかで、当社取締役である松田氏及び遠藤氏からも安定資金の提供を通じて当社の中長期的な成長及び株主価値の向上を支援したいという申し出を受け、当社としても経営及び事業活動に資するものと判断し、両者を本株式の割当予定先として選定いたしました。なお、遠藤氏は2021年6月29日に開催予定の当社第27期定時株主総会の終結をもって当社取締役を退任する予定ですが、退任後は当社グループのアドバイザーとして企業向け営業等の支援を受ける予定です。

### (3) 割当予定先の保有方針及び譲渡制限措置

本株式及び本第7回新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間に継続保有及び預託にかかる取決めはありませんが、石原氏、松田氏及び遠藤氏に関しては本株式をSVファンドに関しては本株式及び本第7回新株予約権の行使により取得する当社株式を中長期保有する方針である旨の口頭による表明を得ております。

また、HM社が本第7回新株予約権の行使により取得する当社株式は、同社の投資判断により比較的短期間で売却される可能性があります。但し、同社代表取締役の鈴木氏及びハヤテグループ代表の杉原氏と当社代表取締役の石原との面談において、同社より、当該株式の一部又は全部について、当社グループを支援し企業価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る方針である旨並びに当社との戦略的提携の内容及び進捗に基づき中長期保有する可能性がある旨及び当社の支配株主となる意思はなく、また、当社株式を市場で売却する場合には、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら実施する旨の口頭による表明を得ております。

なお、当社は、割当予定先から、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

また、本第7回新株予約権について、当社と本第7回新株予約権者との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本第7回新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会による事前の承認を要する旨を定めた本第7回買取契約を締結する予定です。この譲渡承認にあたっては、当社は譲受先の本人確認、並びに反社会的勢力との関係の有無、本第7回新株予約権行使のための払込原資及び譲受先の保有方針の確認を事前に実施いたします。本第7回新株予約権の譲渡がなされた場合、当社は直ちにその内容について開示いたします。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

#### ①石原氏

石原氏につきましては、本株式に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨について、同氏より口頭で表明を得ております。また、本株式の払込みにかかる原資が、本株式又は本第7回新株予約権の割当先であるSVファンド及びHM社からの借入金であることを同氏に口頭で確認するとともに、石原氏とSVファンド間の2021年6月17日付金銭消費貸借契約書（貸付額：5千万円、借入期間：3年間、金利：4%、無担保）、石原氏とHM社間における金銭消費貸借契約書（貸付額：3千万円、借入期間：3



年間、金利：4%、無担保)のドラフトを受領し、石原氏並びにHM社の代表取締役及び杉原氏に当該ドラフトの内容にて2021年7月12日付で金銭消費貸借契約を締結予定である旨を口頭で確認いたしました。また、SVファンド及びHM社による当該貸付の実行可能性について下記「④HM社及び⑤SVファンド」に記載の方法で確認し、石原氏による本株式の払込みについて特段の支障がないことを確認しております。

②松田氏

松田氏につきましては、2021年6月17日付預金通帳の写しを受領し、本株式の払込みについて特段の支障がないことを確認しております。

③遠藤氏

遠藤氏につきましては、2021年6月21日付預金通帳の写しを受領し、本株式の払込みについて特段の支障がないことを確認しております。

④HM社

HM社による本第7回新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本第7回新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要となる資金の手配について特に支障はない旨について、同社の代表取締役及び杉原氏より口頭で表明を得ております。当社は、同社の2021年4月1日付銀行残高証明書の写しを受領し、同社による本第7回新株予約権の払込み及び本第7回新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。また、上記の資金には、HM社が、杉原氏より借入れた資金が含まれていることを、HM社から提出を受けたHM社と杉原氏間の極度貸付契約書(極度貸付額：20億円、借入期間：2029年12月31日まで、無利息、無担保)の写しにより確認しております。また、当社としては、HM社から直前事業年度末である2020年9月期の確定申告書の写しを受領し、2020年9月30日時点において杉原氏からの借入残高が10億1,500万円であることも確認しております。

⑤SVファンド

SVファンドによる本株式及び本第7回新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本第7回新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要となる資金の手配について特に支障はない旨について、同ファンドの主たる出資者・業務執行組合員であり、株式会社サンエイトインベストメントのオーナー・代表取締役である勝方氏より口頭で表明を得ております。当社は、勝方氏の2021年4月1日付預金通帳の写し及びSVファンドと勝方氏間の極度貸付契約書(極度貸付額：1億円、借入期間：2031年6月20日まで、金利：2%、無担保)及び金銭消費貸借契約書(貸付額：45百万円、借入期間：2024年6月16日まで、金利：4%、無担保)の写しを受領し、同ファンドによる本株式及び本第7回新株予約権の払込み、並びに本第7回新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においては割当予定先による払込みに要する資金の確保状況について、問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

## 7. 大株主及び持株比率

割当前（2021年3月31日現在）		割当後	
西澤管財株式会社	9.05%	西澤管財株式会社	7.89%
村松澄夫	8.29%	村松 澄夫	7.23%
松井証券株式会社	2.23%	サンエイトV投資事業組合	4.61%
株式会社SBI証券	1.89%	石原紀彦	4.30%
石原 紀彦	1.68%	松井証券株式会社	1.94%
有限会社アート緑化	1.42%	株式会社SBI証券	1.65%
星川 輝	1.36%	有限会社アート緑化	1.24%
窪田 康弘	1.36%	星川 輝	1.19%
滝川 武則	1.27%	窪田 康弘	1.18%
auカブコム証券株式会社	1.26%	滝川 武則	1.11%

(注) 1. 持株比率は2021年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当後の大株主及び持株比率は、本株式674,500株が発行され、かつ、本第7回新株予約権の全て（潜在株式数944,500株）が行使された後の発行済株式数に基づき記載しております。

3. 現時点でHM社はその投資判断で当社株式を売却する可能性がある一方で、今後、同社と資本業務提携を締結した場合には、同社は当社株式を中長期保有する可能性があります。ただし、今後の資本業務提携の有無及び提携した場合の保有比率の見込みが現時点で不明であることから、HM社については割当後の状況は記載しておりません。

4. 石原氏の持株比率は、役員持株会を通じた保有分も含めて算出しております。

## 8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、また本新株予約権がすべて行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、名古屋証券取引所の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。なお、今回の一連の新株式及び本新株予約権の発行が、全取締役を対象とし全体の希薄化率が24.90%となることから、割当先、使途及び希薄化規模の合理性について社外監査役2名を含む監査役会から意見書を取得しております。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
連結売上高	1,050百万円	1,353百万円	1,468百万円
連結営業利益(△損失)	△380百万円	△567百万円	△304百万円
連結経常利益(△損失)	△398百万円	△1,135百万円	△325百万円
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)	△411百万円	△1,320百万円	△434百万円
1株当たり連結当期純利益(△損失)	△49.43円	△146.44円	△40.94円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	160.38円	20.86円	11.72円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年6月24日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,055,500株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	907,000株	8.20%
下限値の行使価額における潜在株式数	907,000株	8.20%
上限値の行使価額における潜在株式数	907,000株	8.20%

(注) 上記潜在株式数は、第2回新株予約権及び第6回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始値	302円	578円	185円
高値	1,848円	644円	370円
安値	219円	165円	163円
終値	593円	183円	299円

② 最近6ヶ月間の状況

	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月
始値	249円	290円	273円	296円	274円	253円
高値	330円	316円	300円	302円	277円	269円
安値	246円	260円	257円	270円	222円	241円
終値	298円	275円	299円	273円	246円	247円

(注) 2021年6月の状況につきましては、2021年6月23日現在で表示しております。

① 発行決議日の前取引日における株価

	2021年6月23日現在
始値	250円
高値	251円

安値	247円
終値	247円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第3回及び第4回新株予約権の発行

割 当 日	2018年7月11日
発行新株予約権数	14,900個 第3回新株予約権 12,000個 第4回新株予約権 2,900個
発行価額	総額12,290,000円 (第3回新株予約権1個につき1,000円、第4回新株予約権1個につき100円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,471,490,000円(差引手取金概算額:1,417,391,000円) (内訳) 第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額:12,000,000円 新株予約権行使による調達額:1,111,200,000円 第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額:290,000円 新株予約権行使による調達額:348,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
行使期間	2018年7月12日から2020年7月10日まで
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	7,494,000株
当該募集による潜在株式数	1,490,000株(新株予約権1個につき100株) 第3回新株予約権 1,200,000株 第4回新株予約権 290,000株 第3回新株予約権の下限行使価額は463円、第4回新株予約権の下限行使価額は463円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、1,490,000株です。
現時点における	行使済株式数:1,490,000株

行 使 状 況	(残新株予約権数 0 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	1,090 百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	社債償還資金(当該社債の資金使途は子会社に対する出資及び融資)、子会社に対する出資及び融資、M&A 及び資本・業務提携に関わる資金並びに人件費等の運転資金
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当該調達資金は、社債償還資金 250 百万円(当該社債の資金使途は子会社に対する融資 250 百万円)、子会社に対する融資 102 百万円、M&A 及び資本・業務提携に関わる資金 597 百万円、人件費等の運転資金 141 百万円として全て充当しております。

② 第三者割当による新株式、第5回及び第6回新株予約権の発行

<新株式>

払 込 期 日	2020年2月10日
資 金 調 達 の 額	61,394,220円
払 込 金 額	1株につき 318.6円
募 集 時 に お け る 発 行 済 み 株 式 数	8,984,000株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	192,700株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	9,176,700株
割 当 先	石原 紀彦 102,900株 ハヤテマネジメント株式会社 89,800株
発 行 時 に お け る 資 金 使 途	当社の人件費等の運転資金
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当該調達資金は当社の人件費等の運転資金61百万円として全て充当しております。

<新株予約権>

割 当 日	2020年2月10日
発 行 新 株 予 約 権 数	18,866個 第5回新株予約権 10,781個 第6回新株予約権 8,085個
発 行 価 額	総額5,336,550円 (第5回新株予約権1個につき450円、第6回新株予約権1個につき60円)
発 行 時 に お け る	816,297,450円(差引手取金概算額:805,097,450円)

調達予定資金の額 (差引手取概算額)	(内訳) 第5回新株予約権 新株予約権発行による調達額：4,851,450円 新株予約権行使による調達額：381,647,400円 第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額：485,100円 新株予約権行使による調達額：429,313,500円 本新株予約権の行使による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額となります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
行使期間	2020年2月12日から2022年2月10日まで
割当先	ハヤテマネジメント株式会社
募集時における発行済株式数	8,984,000株
当該募集による潜在株式数	1,886,600株(新株予約権1個につき100株) 第5回新株予約権 1,078,100株 第6回新株予約権 808,500株 第5回新株予約権の下限行使価額は177円、第6回新株予約権の下限行使価額は177円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、1,886,600株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：1,878,800株 (残新株予約権数 78個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	376百万円
発行時における資金用途	社債償還資金(当該社債の資金用途は当社の人件費等の運転資金及び子会社に対する融資)、当社の人件費等の運転資金及び当社グループのエンジニア等の採用費用等、子会社に対する融資、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用
現時点における充当状況	社債償還資金60百万円(当該社債の資金用途は当社の人件費等の運転資金30百万円及び子会社に対する融資30百万円)、当社の人件費等の運転資金及び当社グループのエンジニア等の採用費用等149百万円、子会社に対する融資130百万円、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用21百万円としてM&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用に充当予定の16百万円を除き充当しております。

## 11. 発行要領

別紙記載 1、2 のとおり

## II. 募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

### 1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社取締役の当社株式価値向上への意欲および士気を向上させることを目的として、本株式及び本第7回新株予約権と同時に、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を割当先とする有償ストック・オプションとして、本第8回新株予約権及び株価コミットメント型の本第9回新株予約権を発行いたします。

本第8回新株予約権の割当先は当社代表取締役の石原氏、並びに当社取締役の松田氏及び高橋氏とし、行使価額は発行決議日前日の名証終値247円、行使期間は4年間となります。また、本第8回新株予約権に係る買取契約において本第8回新株予約権者は、2021年8月より毎月114個(1個当たりの潜在株式数100株、内訳:石原氏4,400株、松田氏4,400株、高橋氏2,600株)以上の行使が義務付けられており、行使期間内において全ての行使が完了する設計となっております。

本第9回新株予約権の割当先は当社代表取締役の石原氏とし、行使価額は発行決議日前日の名証終値の104.86%に相当する259円、行使期間は10年間となります。当社株式の名証終値の21連続取引日の平均値が一度でも本第9回新株予約権の行使価額の40%を下回った場合に、残存するすべての本第9回新株予約権の行使を義務付けるものであり、付与対象者である当社代表取締役の中長期的な株価へのコミットメントを改めて示し、当社株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有し、既存株主の皆様の利益に貢献することを目的としたスキームとなっております。

上記行使義務の発動水準を本第9回新株予約権の行使価額の40%を下回った場合と設定した理由といたしましては、当社の過去の株価推移を考慮の上、コロナ禍のさらなる長期化による株式市場の低迷等、当社に起因しない予測不能な外部要因の存在を考慮した水準が、直近株価の概ね42%程度であると判断したためであります。

本第8回新株予約権の行使より調達した資金につきましては、手元資金の拡充に向けた当社の人件費等の運転資金又はM&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用に充当する予定であり、本第9回新株予約権の行使により調達した資金の用途は行使期間が10年間であるため未定です。

また、第8回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数(526,200株)及び第9回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数(607,200株)を合算した総株式数は1,133,400株となり、当社の発行済株式総数11,055,500株を分母とする希薄化率は10.25%となる見込みです。これに本株式の数(674,500株)及び本第7回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数(944,500株)を合算した総株式数は2,752,400株となり、当社の発行済株式総数11,055,500株を分母とする希薄化率は24.90%となる見込みです。このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、当社取締役の経営・株価に対するコミットメントを強化し、当社の財務・事業基盤を拡充することは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。なお、石原氏の当社株式保有数は、本株式359,800株、並びに本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権による潜在株式809,600株と役員持株会を通じた保有分を含む保有株式185,500株を加えると合計で1,354,900株となり、2021年3月31日現在の株主名簿を基準とした場合、筆頭株主を超える株式数となります。同氏は業績及び株価条件が付された当社第2回新株予約権8,992個(潜在株式899,200株)を保有しておりますが、業績条件により2021年6月中に全て消滅する見込みです。また、石原氏は本株式に係る払込みを借入資金により充ちたいしますが、本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権の発行・行使に係る資金200百万円は自



己資金又は借入資金により充当いたします。

なお、本件は本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本件は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

## 2. 発行要領

別紙記載3、4のとおり

以 上

## 株式会社バルクホールディングス 普通株式（第三者割当）

## 発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式	674,500 株
2. 払込金額	1 株につき	222.3 円
3. 払込金額の総額		149,941,350 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金	74,970,675 円
	資本準備金	74,970,675 円
5. 申込日		2021 年 7 月 12 日
6. 払込期日		2021 年 7 月 12 日
7. 募集又は割当方法		第三者割当による
8. 割当先及び割当株式数	石原紀彦	359,800 株
	サンエイト V 投資事業組合	224,900 株
	松田孝裕	44,900 株
	遠藤典子	44,900 株
9. 払込取扱場所	株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部	
10. その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

以上

## 株式会社バルクホールディングス第7回新株予約権（第三者割当）

## 発行要項

## 1. 本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第7回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

## 2. 申込期間

2021年7月12日

## 3. 割当日

2020年7月12日

## 4. 払込期日

2020年7月12日

## 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社及びサンエイトV投資事業組合に割り当てる。

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 944,500 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額

の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

9,445 個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 450 円

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、222.3 円とする。但し、行使価額は第 10 に定める調整を受ける。

## 10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行株} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの払} \\ & & \text{式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{込金額} \\ & & & & & & \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \text{1株当たりの時価} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の

普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年7月13日から2025年7月11日までとする。

## 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 13. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って60取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

#### 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

#### 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 450 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

#### 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 19. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部

#### 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

## 21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上



## 株式会社バルクホールディングス第8回新株予約権（第三者割当）

## 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社バルクホールディングス第8回新株予約権  
(以下「本新株予約権」といい、株式会社バルクホールディングスを「当社」という。)
2. 本新株予約権の総数  
5,262 個とする。
3. 本新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数  
当社の取締役 3 名 5,262 個
4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭  
本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、1 円とする。[なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、当該算定機関は、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2021 年 6 月 24 日の前日の名古屋証券取引所における当社株価の終値 247 円/株、株価変動性 93.01%、配当利回り 0%、無リスク利子率 $\Delta$ 0.117%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 247 円/株、行使条件等）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。]
5. 本新株予約権の割当日  
2021 年 7 月 12 日（以下「割当日」という。)
6. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日  
2021 年 7 月 12 日
7. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
    - ① 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式 526,200 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
    - ② 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切

り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、2021 年 6 月 23 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）である金 247 円とする。

(3) 行使価格の調整

- ① 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たりの処分金額」、「新規発行前の 1 株当たりの時価」を「自己株式処分前の 1 株当たりの時価」に読み替えるものとする。

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

2021 年 7 月 13 日から 2025 年 7 月 11 日までとする。但し、2025 年 7 月 11 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- 新株予約権者が権利行使をする前に、下記第 8 号に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は対象となる新株予約権を発行価額と同額で取得することができる。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内の各月において新株予約権者ごとに定める数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
    - (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
    - (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - ② 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
  - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (9) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め
- 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記第 1 号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記第 3 号で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記第 4 号に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記第 4 号に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記第 5 号に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記第 8 号に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記第 7 号に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(11) 新株予約証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

8. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

9. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部

10. その他

その他本新株予約権発行に関する必要な事項の決定は、当社取締役会に一任する。

株式会社バルクホールディングス第9回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社バルクホールディングス第9回新株予約権  
(以下「本新株予約権」といい、株式会社バルクホールディングスを「当社」という。)
2. 本新株予約権の総数  
6,072 個とする。
3. 本新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数  
当社の取締役 1 名 6,072 個
4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭  
本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、100 円とする。[なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、当該算定機関は、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2021 年 6 月 24 日の前日の名古屋証券取引所における当社株価の終値 247 円/株、株価変動性 82.32%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.064%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 259 円/株、行使条件等）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。]
5. 本新株予約権の割当日  
2021 年 7 月 12 日（以下「割当日」という。)
6. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日  
2021 年 7 月 12 日
7. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
    - ① 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式 607,200 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
    - ② 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切

り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金 259 円とする。

(3) 行使価格の調整

- ① 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

2021年7月13日から2031年7月11日までとする。但し、2031年7月11日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- 新株予約権者が権利行使をする前に、下記第 8 号に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は対象となる新株予約権を発行価額と同額で取得することができる。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する 21 日間の平均値が一度でも行使価額に 40% を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
    - (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
    - (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - ② 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
  - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (9) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め
- 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。



(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記第 1 号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記第 3 号で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記第 4 号に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記第 4 号に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記第 5 号に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記第 8 号に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記第 7 号に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(11) 新株予約証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

8. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

9. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行 新橋法人営業部

10. その他

その他本新株予約権発行に関する必要な事項の決定は、当社取締役会に一任する。